

第1章 計画の基本事項

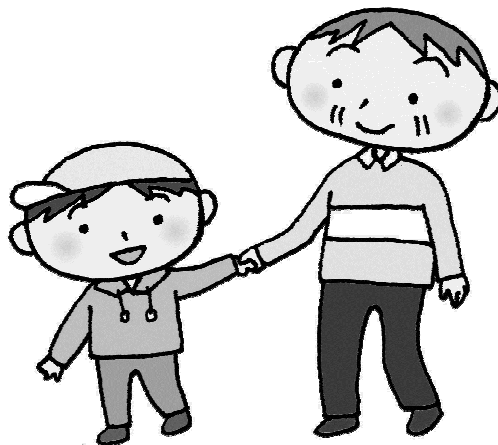
1 計画策定の趣旨

人権は、誰もが生まれながらにして持つ権利です。昭和23(1948)年に国連で採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」とうたわれています。また、「日本国憲法」でもすべての国民に基本的人権を保障しています。

このような考えのもと、国内外ではさまざまな人権に関する施策が進められてきました。しかしながら、今日においても国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方の違いによる不当な差別や偏見がみられます。こうした人権侵害の要因としては、人々の中にある自分とは異なるものを受け入れられない、認められないという考え方や、非合理的な社会慣習からくる意識の存在が考えられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化など近年の急速な社会変化も要因のひとつとしてあげられます。

現在、人権に関する問題は多様化しており、これまで取り組んできた部落差別(同和問題)や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染者などの人権課題に加え、性的マイノリティへの差別・偏見、インターネットによる差別的発言、個人情報等にかかわるプライバシーの侵害など新たな課題も出てきています。

本市では、平成23(2011)年に「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」を策定し、関連計画と連携しながら人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。今後も、さまざまな人権に関する課題について、行政と市民がより一体となって取り組み、市民一人ひとりの尊厳が守られる社会を実現していく必要があります。このたびは、こうした状況を踏まえて、社会情勢や本市の状況、市民意識等に即して計画の見直しを行い、「人権教育・啓発に関する知立市行動計画 2018-2027」を策定します。



2 人権に関する国内外の動き

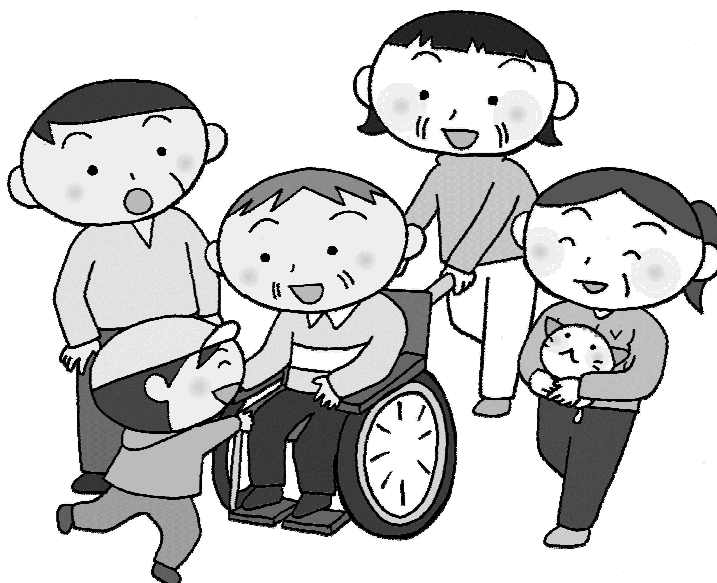
(1) 国際的な動き

二度の世界大戦を経験し、世界各地で多くの犠牲者を出した時代を経て、人々は平和が何よりも尊いものであり、人権が尊重されるべきものであることを学びました。

この経験を踏まえ、昭和 23 (1948) 年、第 3 回国連総会では人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が採択され、今日の基本的人権の考え方を示しました。これを契機に、「国際人権規約」の採択や、さまざまな分野における人権に関する諸条約が採択・発効され、国連加盟国に対して批准・加入が求められてきました。

しかしながらその後も、民族や宗教の違い等を起因として、世界各地で紛争や内戦等が続いており、飢餓や難民問題など、深刻な人権に関する課題が表出しています。

このような事態を鑑み、平成 6 (1994) 年、国連総会において平成 7 (1995) 年から 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、加盟各国に人権施策の取組みの強化を求めました。最終年次である平成 16 (2004) 年には、「人権教育のための世界計画」とする決議が採択され、引き続きあらゆる分野において人権教育を推進していくこととなっています。



【人権に関する主な国際的な動向】

年	内容
昭和 23(1948)年	「世界人権宣言」国連採択 すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を明らかにするとともに、今日の基本的人権の考え方が示されました。
昭和 40(1965)年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)国連採択 人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する必要な政策・措置を遅滞なく行うことを締約国に対して義務付けています。 → 日本では平成 7 (1995) 年に加入
昭和 41(1966)年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約、A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約、B規約)」(国際人権規約)国連採択 「世界人権宣言」の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的な条約です。 → 日本では昭和 54 (1979) 年に批准
昭和 54(1979)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)国連採択 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。 → 日本では昭和 60 (1985) 年に締結
昭和 59(1984)年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)国連採択 拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い等の禁止などについて定めています。 → 日本では平成 11 (1999) 年に加入
平成元(1989)年	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)国連採択 18歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を定めています。 → 日本では平成 6 (1994) 年に批准
平成5(1993)年	ウィーンで「世界人権会議」開催及び「ウィーン宣言および行動計画」採択 世界のあらゆる人権侵害に対処するための国際人権法や国際人道法に関する原則、国際連合の役割、すべての国々に対する要求が総括されています。
平成6(1994)年	「人権教育のための国連 10 年」とする決議と行動計画国連採択 人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であると位置付け、各国に対し「国内行動計画」の策定と、人権教育・啓発の取組みを強く求めています。 → 日本では平成 9 (1997) 年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定
平成 16(2004)年	「人権教育のための世界計画」国連採択 「人権教育のための国連 10 年」に引き続いて、人権教育を推進することが示されています。
平成 17(2005)年 ～19(2007)年	「人権教育のための世界計画」第1フェーズ(2005-2007)行動計画 終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第1フェーズは初等中等教育に焦点をあてています。
平成 22(2010)年 ～26(2014)年	「人権教育のための世界計画」第2フェーズ(2010-2014)行動計画 高等教育における人権教育と教員、公務員などへの人権研修プログラムに焦点をあてています。
平成 22(2010)年	国際標準化機構(ISO)が「ISO26000」発行 7つの原則のひとつに「人権の尊重」、中核主題7項目のひとつに「人権」が盛り込まれ、企業等、さまざまな組織・団体における人権尊重の視点を持った取組みが求められています。
平成 23(2011)年	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 ステークホルダー(利害関係者)による協同の取組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組みを強化することが求められています。
平成 27(2015)年 ～29(2017)年	「人権教育のための世界計画」第3フェーズ(2015-2019)行動計画 第1、第2フェーズの履行に係る努力を強化等することが示されています。

(2) 国内の動き

我が国の人権における取組みは、「日本国憲法」の基本的人権の尊重の考えのもと進められています。また、国際社会の一員として、国連総会で採択されたさまざまな人権に関する諸条約に批准・加入するとともに、我が国固有の人権問題である部落差別をはじめ、女性や子ども、障がいのある人等の個別の人権課題に対して、国内法を整備しています。

平成7（1995）年には、国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」を受け、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9（1997）年に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じて人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等を重要課題とし、対応の方向性を示しています。

また、平成9（1997）年には5年間の時限立法として、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。平成12（2000）年にはこうした流れを受けて「人権教育・啓発推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する理念が明示されるとともに、国・地方公共団体・国民の責務が明確に規定されています。平成14（2002）年には同法に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

その他にも、あらゆる分野や社会情勢の変化によって生じた新たな人権問題に対応するため、法整備や施策が推進されています。

【人権に関する主な国の動向】

年	内容
昭和22(1947)年	「日本国憲法」施行 「国民主権」「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とし、すべての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障しています。
昭和54(1979)年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約、A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約、B規約)」、「国際人権規約」批准
昭和60(1985)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)締結
平成5(1993)年	「障害者基本法」施行(平成16(2004)年、平成23(2011)年改正)
平成6(1994)年	「児童の権利に関する条約」(子ども権利条約)批准
平成7(1995)年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)加入 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 国連で平成7（1995）年から平成16（2004）年を「人権教育のための国連10年」とすることを受け、設置されました。

年	内容
平成9(1997)年	「人権擁護施策推進法」施行(5年間の時限立法) 人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められ、人権の擁護に資することを目的としています。
	「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 諸施策の着実な実施等を通じて人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指すものとしています。
	「人権擁護推進審議会」設置 「人権擁護施策推進法」に基づき設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」並びに「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項」の答申が行われました。
平成11(1999)年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)加入
	「男女共同参画基本法」施行
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)施行
平成12(2000)年	「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行 (平成16(2004)、平成20(2008)年改正)
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)施行 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めています。
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行(平成29(2017)年改正)
平成13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(※DV防止法)施行(平成16(2004)年、平成20(2008)年、平成26(2014)年改正)
平成14(2002)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)施行
平成18(2006)年	「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行
平成21(2009)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)施行
平成24(2012)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行
平成25(2013)年	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26(2014)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)施行
平成27(2015)年	「生活困窮者自立支援法」施行
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行
平成28(2016)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行
	「部落差別解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)施行
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行

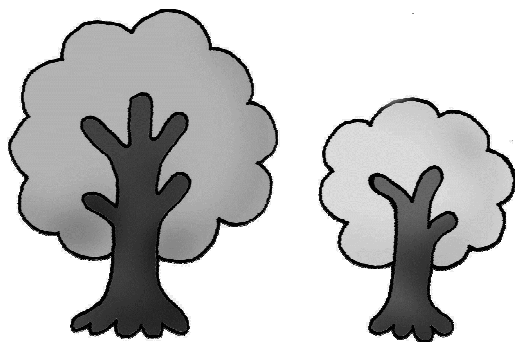
(3) 愛知県の動き

愛知県では、平成7（1995）年に県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されたことを受け、平成9（1997）年に全国に先駆けて「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。

平成11（1999）年には知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、人権に関する施策の推進を図ってきました。平成13（2001）年には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定、平成26（2014）年には見直しにより「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（改定版）」を策定し、人権教育・啓発に取り組んでいます。また、各分野の計画においても、あらゆる人権にかかわる施策についてふれています。

【人権に関する主な愛知県の動向】

年	内容
平成7(1995)年	「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
平成9(1997)年	「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
平成11(1999)年	「愛知県人権施策推進本部」設置
平成13(2001)年	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定
平成25(2013)年	「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」策定
平成26(2014)年	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定
平成27(2015)年	「あいち はぐみんプラン 2015-2019」策定
	「第6期愛知県高齢者健康福祉計画」策定
	「第4期愛知県障害福祉計画」策定
	「愛知県特定事業主行動計画(職員の子育て応援プログラム)」策定
平成28(2016)年	「あいち男女共同参画プラン 2020」策定
	「あいち健康福祉ビジョン 2020」策定



(4) 知立市の動き

知立市では、平成 18（2006）年に「知立市人権施策推進本部」を設置し、平成 23（2011）年に「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」を策定し、人権に関する施策の推進に取り組んできました。

平成 27（2015）年に策定した、「第 6 次知立市総合計画」では、5 つの基本理念の 1 つとして、「互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり」を定めています。

その他、子どもや高齢者、障がいのある人、男女共同参画、多文化共生等についても、それぞれ個別の計画を策定し、人権尊重に基づいた取組みを進めています。

【人権等に関する主な知立市の動向】

年	内容
平成 18(2006)年	「知立市人権施策推進本部」設置
平成 21(2009)年	「第2次知立市男女共同参画プラン」策定
	「多文化共生推進協議会」設置
平成 22(2010)年	「人にやさしい街づくり推進計画 2010」策定
平成 23(2011)年	「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」策定
平成 24(2012)年	「知立市子ども条例」施行
平成 27(2015)年	「第6次知立市総合計画」策定
	「知立市子ども・子育て支援事業計画」策定
	「第6期介護保険事業計画 第7次高齢者福祉計画」策定
	「第3期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」策定
	「第4期 知立市障がい福祉計画」策定
平成 28(2016)年	「女性活躍推進法に基づく知立市特定事業主行動計画」策定
平成 29(2017)年	「第2次知立市地域福祉計画」策定
	「知立市多文化共生推進プラン」改定

3 計画の期間

本計画の期間は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間とします。ただし、随時施策の評価・検証を行い、社会情勢の変化や市の状況を踏まえて、5 年を目途に見直しを検討します。

4 他の計画との関連性

本計画における施策は、本市の個別計画と関連する事項が多く盛り込まれています。最上位計画である「第 6 次知立市総合計画」をはじめとし、他の計画についても施策の推進にあたって人権尊重の視点を持って取り組みます。